様式第１号（第３条関係）

事業計画認定申請書

年　　月　　日

高知市長　　様

申請者　住所

　　　氏名

※法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき，下記の事業計画（法第４条第１項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の認定を申請します。

記

事　業　計　画

【Ⅰ　共通項目】

１　賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所(注)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 住　　所 |
|  |  |

(注)法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

２　賃借権等の設定を受ける都市農地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所在・地番 | 地　目 | 面積（m2） | 所　有　者(注１) |
| 登記簿 | 現況 | 住　　所 | 氏名又は名称(注２) |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 設定を受ける賃借権等 | 賃料(注３) | 賃料の支払方法(注３) | 備考(注４)  |
| 種　類 | 始期 | 存続期間 |
|  |  |  |  |  |  |

(注１)法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

(注２)登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときは，括弧書きで登記簿上の所有者についても記載

(注３)賃貸借等の契約書に当該事項が記載されている場合は「契約書のとおり」と記載すれば足りる

(注４)農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項の規定の適用を受け賃借権等の設定を受ける農地をコンクリートその他これに

類するもので覆う場合及び賃借権等の設定を受ける農地が既に同項の規定の適用を受けこれらで覆われている場合は，その旨を

記載

３　都市農地における耕作の事業の内容（法第４条第３項第１号関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ・規則※第３条第１号の事業（同号イからハの(3)までの基準のうち該当するものについて，下欄イからハの(3)までの右欄のいずれか１箇所以上に「〇」を記載し，その右欄に具体的な事業内容を記載） |
|  | イ |  |  |
| ロ の(1) |  |  |
| ロ の(2) |  |  |
| ハ の(1) |  |  |
| ハ の(2) |  |  |
| ハ の(3) |  |  |
|  | ・規則※第３条第２号の事業(注１) |
| （具体的な事業内容を記載）（注２　上記のとおり相違ありません。　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　） |

※　都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）をいう。

(注１)本申請に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には，業務の従事の計画についても「規則第３条第２号の事業」欄に記載すること。その場合，当該欄に記載された業務の従事の計画について当該所有者の同意を得た上で記名するか（注２），当該従事の計画を記載した賃貸借等の契約書その他の書類を添付すること。

４　申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況（法第４条第３項本文関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年間従事（予定）日数 | 備　　　考(注) |
| 現　状 | 賃借権等の設定後 |
|  |  |  |

(注)賃借権等の設定後の年間従事計画日数が150日未満の場合であるが，その行う耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに

従事している場合は，その旨を記載すること

【Ⅱ　選択項目】

Ⅱの記載項目については，次の申請者ごとに示す項目について記載すること

ア　農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体

：５－１

イ　賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人

：５－１，５－２及び６

ウ　農地所有適格法人

：５－１，５－２，６及び９

エ　イ以外の個人

：５－１，５－２，６及び７

オ　ア及びウ以外の法人

：５－１，５－２，６，７及び８

５－１　申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況

（法第４条第３項第３号関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 所有地 |  |  |
| 農地面積（m2） | 田 | 畑 | 樹園地 |
| 自作地(注１) |  |  |  |  |
| 貸付地(注１) |  |  |  |  |
|  | 所在・地番 | 地目 | 面積（m2） | 状況・理由 |
| 登記簿 | 現況 |
| 非耕作地(注２) |  |  |  |  |  |
|  | 所有地以外の土地 |  |  |
| 農地面積（m2） | 田 | 畑 | 樹園地 |
| 借入地(注１) |  |  |  |  |
| 貸付地(注１) |  |  |  |  |
|  | 所在・地番 | 地目 | 面積（m2） | 状況・理由 |
| 登記簿 | 現況 |
| 非耕作地(注２) |  |  |  |  |  |

(注１)「自作地」，「貸付地」及び「借入地」には，現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。なお，「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は，農地法第３条第２項第６号の括弧書きに該当する土地をいう。

(注２)「非耕作地」には，現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて，筆ごとに面積等を記載するとともに，その状況・

理由として，「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」，「～であることから条件不利地であり，○年間休耕中であるが，草刈

り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

５－２　申請者の機械の所有の状況，農作業に従事する者の数等の状況（法第４条第３項第３号関係）

⑴ 作付（予定）作物，作物別の作付面積

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 田 | 畑 | 樹園地 |
|  | 作付(予定)作物 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 権利取得後の面積(m2) |  |  |  |  |  |  |  |

 ⑵ 大農機具(注１)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 数量種類 |  |  |  |  |  |
|  | 所有確保しているものリース |  |  |  |  |  |
|  |  所有導入予定のもの(注２)リース　　　　　　　　 資金繰りについて |  |  |  |  |  |

(注１)「大農機具」とは，トラクター，耕うん機，自走式の田植機，コンバイン等をいう。

(注２) 導入予定のものについては，自己資金，金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについ

ても記載すること。

⑶ 農作業に従事する者

①　権利を取得しようとする者が個人である場合には，その者の農作業経験等の状況

農作業暦 年，農業技術修学暦 年，その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　 ）

|  |  |
| --- | --- |
| ②　世帯員等その他常時雇用している労働力(人) | 現在：　　　　　　（農作業経験の状況　　　　　　　　　　　　　） |
| 増員予定：　　　　（農作業経験の状況：　　　　　　　　　　　　） |
| ③　臨時雇用労働力(年間延人数) | 現在：　　　　　　（農作業経験の状況：　　　　　　　　　　　　） |
| 増員予定：　　　　（農作業経験の状況：　　　　　　　　　　　　） |

④　①～③の者の住所地，拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距

離又は時間

 平均距離　　　　　　　　　　　　　　　　　時間

６　周辺地域との関係（法第４条第３項第２号関係）

権利を取得しようとする者の権利取得後における耕作の事業が，権利を設定しようとする農地の周辺

の農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば，農薬の使用方法の違いによる耕作の事業への支障等について記載してください。)

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

７　地域との役割分担の状況（法第４条第３項第５号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について，具体的にどのような場面でどのような役割分

担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば，農業の維持発展に関する話し合い活動への参加，農道，水路，ため池等の共同利用施設の取決めの遵守，獣害被害対策への協力等について記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

８　その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人（注）のうち，その法人の行う耕作の事業に常時従

事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画（法第４条第３

項第６号関係）

⑴ 氏名

⑵ 役職名

⑶ その者の耕作の事業への従事状況

その法人が耕作の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間： 　年 　か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 　年 　か月(直近の実績)

年　　か月(計画(見込み))

（注）｢重要な使用人｣とは，その法人の使用人であって，当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者をいう。

９　農地所有適格法人としての事業等の状況

①－１ 事業の種類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 農　　業 | 左記農業に該当しない事業の内容 |
| 生産する農畜産物 | 関連事業等の内容 |
| 現在(実績又は見込み) |  |  |  |
| 権利取得後(予定) |  |  |  |

①－２ 売上高

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 年　度 | 農　　業 | 左記農業に該当しない事業 |
| ３年前(実績) |  |  |
| ２年前(実績) |  |  |
| １年前(実績) |  |  |
| 申請日の属する年(実績又は見込み) |  |  |
| ２年目(見込み) |  |  |
| ３年目(見込み) |  |  |

②　構成員全ての状況

ア　農業関係者（権利提供者，常時従事者，農作業委託者，農地中間管理機構，地方公共団体，農業

協同組合，農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）に基づく承認会社等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 議決権の数 | 構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況 |
| 農地等の提供面積(m2) | 農業への年間従事日数 | 農作業委託の内容 |
| 権利の種類 | 面積 | 直近実績 | 見込み |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

議決権の数の合計

|  |
| --- |
|  |

権利関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：　　　日

イ　農業関係者以外の者（ア以外の者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 議決権の数 |
|  |  |

|  |
| --- |
|  |

議決権の数の合計

|  |
| --- |
|  |

権利関係者の議決権の割合

（留意事項）

構成員であることを証する書面として，組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお，農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定する承認会社を構成員と

する農地所有適格法人である場合には，「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

③　理事，取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 住所 | 役職 |  |
| 農業への年間従事日数 | 必要な農作業への年間従事日数 |
| 直近実績 | 見込み | 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  |  |  |

④　重要な使用人の農業への従事状況

③の理事等のうち，法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって，かつ，必要な

農作業に農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第８条に規定する日数（原則年間60日）以

上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 住所 | 役職 |  |
| 農業への年間従事日数 | 必要な農作業への年間従事日数 |
| 直近実績 | 見込み | 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  |  |  |

「９　農地所有適格法人としての事業等の状況」の記載に当たっての留意事項

１　「農業」には，以下に掲げる「関連事業等」を含み，また，農作業のほか，労務管理や市場開拓等も含みます。

⑴　その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ　農畜産物の貯蔵，運搬又は販売

ウ　農業生産に必要な資材の製造

エ　農作業の受託

オ　農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊

させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

⑵　農業と併せ行う林業

⑶　農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

２ 「①－１事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には，法人の生産する農畜産物のうち，粗収益の

50％を超えると認められるものの名称を記載してください。なお，いずれの農畜産物の粗収益も50％

を超えない場合には，粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載してください。

３　「②－２売上高」の「農業」欄には，法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合

計を記載し，それ以外の事業の売上高については，「左記農業に該当しない事業」欄に記載してくださ

い。

「１年前」から「３年前」の各欄には，その法人の決算が確定している事業年度の売上高の認定申

請前３事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄），「申請日の属する年」から「３年目」の各欄には，権利を取得しようとする農地を耕作の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする３事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

４　「②ア農業関係者」には，農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定

する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には，その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごと

の議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては，承認会社ごとに区分して株主の状況を記載

してください。

５　農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合，「②ア

農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には，その構成員が農地中間管理機構に使用

貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち，当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸

借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

【添付資料】

１　認定を受けようとする者が法人（地方公共団体を除く。）の場合には，その定款又は寄附行為の写し

２　認定を受けようとする者が農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格

法人」という。）であって農事組合法人又は株式会社である場合には，その組合員名簿又は株主名簿の

写し

３　認定を受けようとする者が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定

する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合には，その構成員が当該承認会社で

あることを証する書面，その構成員の株主名簿の写し

４　賃借権等の設定に関する契約書又は契約書案の写し

５　賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の全部事項証明書

６ 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の位置を示す地図及び公図の写し

様式第２号（第４条関係）

事業計画認定（不認定・却下）書

　　年　　月　　日

　　　　　　様

高知市長

　　年　　月　　日付けで認定申請のあった下記の土地に係る事業計画について，都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第４条第１項の規定により認定する。

※　認定しない又は却下をする場合にあっては，様式標題を「事業計画不認定書」または「事業計画却下書」とするとともに，様式本文中「認定する」とあるのを，「下記の理由により認定しない」又は「下記の理由により却下する」とし，その理由を記載する。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在 | 地　番 | 地　目 | 地　積(m2) | 権利の種類 | 所　有　者 |
| 登記簿 | 現況 | 住　所 | 氏名又は名称 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※ 教示（申請を却下し，申請の全部若しくは一部について認定をせず，又は条件を付して認定する場合に記載）

１　この処分に不服があるときは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の規定により，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が，法人その他の社団若しくは財団である場合，総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には，同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を高知市長に提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，高知市を被告として（訴訟において高知市を代表する者は高知市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３号（第５条関係）

認定都市農地の利用状況報告書

年　　月　　日

高知市長　　様

申請者　住所

　　　氏名

※法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

　　年　　月　　日付け　　　第　　号で都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第４条第１項の認定を受けた都市農地（以下「認定都市農地」という。）について，法第５条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

【Ⅰ　共通項目】

１　法第５条の認定事業者（以下「認定事業者」という。）の氏名等(注)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 住　所 |
|  |  |

(注)法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

２　報告に係る農地の所在等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 面積(m2) | 所有者(注１) | 備　考(注２) |
| 住所 | 氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

(注１)法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

(注２)登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときには登記簿上の所有者を記載

３　認定事業者の行う耕作の事業の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  | ・規則※第３条第１号の事業（事業計画（法第４条第１項の「事業計画」をいう。以下同じ。）に記載した同号イからハの(3)までの基準のうち該当するものについて，下欄イからハの(3)までの右欄のいずれか１箇所以上に「〇」を記載し，その右欄に事業名用の実施状況を記載） |
|  | イ |  |  |
| ロ の(1) |  |  |
| ロ の(2) |  |  |
| ハ の(1) |  |  |
| ハ の(2) |  |  |
| ハ の(3) |  |  |
|  | ・ 規則※第３条第２号の事業(注) |
| （事業計画に記載した耕作の事業の事業内容の実施状況を具体的に記載） |

※　都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）をいう。

(注)本報告に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には，業務の従事の状況についても「規則第３条第２号の事業」欄に記載すること

【Ⅱ　選択項目】

Ⅱの記載項目については，次の認定事業者ごとに示す項目について記載すること

ア　農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体

：なし

イ　賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人及

び農地所有適格法人

：４及び５

ウ　イ以外の個人

：４，５及び６

エ　ア及びイ以外の法人

：全て

４　認定事業者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 所有地 |  |  |
| 農地面積（m2） | 田 | 畑 | 樹園地 |
| 自作地(注１) |  |  |  |  |
| 貸付地(注１) |  |  |  |  |
|  | 所在・地番 | 地目 | 面積（m2） | 状況・理由 |
| 登記簿 | 現況 |
| 非耕作地(注２) |  |  |  |  |  |
|  | 所有地以外の土地 |  |  |
| 農地面積（m2） | 田 | 畑 | 樹園地 |
| 借入地(注１) |  |  |  |  |
| 貸付地(注１) |  |  |  |  |
|  | 所在・地番 | 地目 | 面積（m2） | 状況・理由 |
| 登記簿 | 現況 |
| 非耕作地(注２) |  |  |  |  |  |

(注１)「自作地」，「貸付地」及び「借入地」には，現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。なお，「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は，農地法（昭和27年法律第229号）第３条第２項第６号の括弧書きに該当する土地をいう。

(注２)「非耕作地」には，現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて，筆ごとに面積等を記載するとともに，その状況・理由として，「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」，「～であることから条件不利地であり，○年間休耕中であるが，草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

５　周辺地域との関係

認定事業者が行う耕作の事業が，認定都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼしている影響を以

下に記載してください。

(例えば，農薬の使用方法の違いによる耕作の事業への支障等について記載してください。)

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

てる６　地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担の状況について以下に記載してください。

（例えば，農業の維持発展に関する話合い活動への参加，農道，水路，ため池等の共同利用施設の取決

めの遵守，獣害被害対策への協力等について記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

７　その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち，その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況(注)

⑴ 氏名

⑵ 役職名

⑶ その者の耕作の事業への年間従事日数

(注)当該事業年度において法人の行う耕作の事業に常時従事した業務執行役員（耕作の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には，重要な使用人）の氏名，役職名及び耕作の事業への年間従事日数を記載すること。

なお，「重要な使用人」とは，その法人の使用人であって，当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者をいう。

【添付資料】

１　農地の利用状況が把握できる現況写真

　２　報告書を提出する者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には，その定款又は寄附行為の写し

様式第４号（第６条関係）

事業計画変更認定申請書

年　　月　　日

高知市長　　様

申請者　住所

　　　氏名

※法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

　　年　　月　　日付け　　　第　　号で都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第４条第１項の認定を受けた都市農地について，法第６条第１項の規定に基づき，下記の事業計画（法第４条第１項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の変更の認定を申請します。

記

事　業　計　画(注１・２)

(注１)事業計画の様式は，様式第１号の事業計画のとおりとする。

(注２)変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等，変更した内容が分かるよう記

載することとする。

様式第５号（第６条関係）

事業計画変更届出書

年　　月　　日

高知市長　　様

申請者　住所

　　　氏名

※法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

　　年　　月　　日付け　　　第　　号で都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第４条第１項の認定を受けた都市農地について，法第６条第２項の規定に基づき，下記の事業計画（法第４条第１項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の変更を届け出ます。

記

事　業　計　画(注１・２)

(注１)事業計画の様式は，様式第１号の事業計画のとおりとする。

(注２)変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等，変更した内容が分かるよう記

載することとする。

様式第６号（第６条関係）

事業計画変更認定（不認定・却下）書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

高知市長

　　年　　月　　日付けで変更の認定申請のあった下記の土地に係る事業計画について，都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第６条第１項の規定により認定する。

※　認定しない又は却下をする場合にあっては，様式標題を「事業計画変更不認定書」又は「事業計画変更却下書」とするとともに，様式本文中「認定する」とあるのを「下記の理由により認定しない」又は「下記の理由により却下する」とし，その理由を記載する。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在 | 地　番 | 地　目 | 地　積(m2) | 権利の種類 | 所　有　者 |
| 登記簿 | 現況 | 住　所 | 氏名又は名称 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※ 教示（申請を却下し，申請の全部若しくは一部について認定をせず，又は条件を付して認定する場合に記載）

１　この処分に不服があるときは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の規定により，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が，法人その他の社団若しくは財団である場合，総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には，同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を高知市長に提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，高知市を被告として（訴訟において高知市を代表する者は高知市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第７号（第７条関係）

勧告書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

高知市長

　あなたが都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第７条第１項第　号に該当することから，同項に基づき，下記により，必要な措置を講ずべきことを勧告します。

　なお，この勧告に従わなかったとき等には，法第４条第１項の認定を取り消すことがありますので御留意願います。

記

１　都市農地の所在等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 地　目 | 地　積(m2) |
| 登記簿 | 現況 |
|  |  |  |  |

２　勧告の理由

３　講ずべき措置

４　措置を講ずべき期限

　　　　年　　月　　日

様式第８号（第８条関係）

認定取消書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

高知市長

　　　年　　月　　日付け　 　　第　　号でした都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第

68号。以下「法」という。）第４条第１項の認定について，法第７条第２項第　号に該当することから下記

のとおり当該認定を取り消します。

記

１　認定を取り消す都市農地の所在等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 地　目 | 面　積(m2) | 備　考 |
| 登記簿 | 現況 |
|  |  |  |  |  |

２　法第７条第２項第 号に該当する事由

※ 教示

１　この処分に不服があるときは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の規定により，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が，法人その他の社団若しくは財団である場合，総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には，同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を高知市長に提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，高知市を被告として（訴訟において高知市を代表する者は高知市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第９号（第９条関係）

届出書

年　　月　　日

高知市長　　様

申請者　住所

　　　氏名

※法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

下記農地について，都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第４条第３項第４号の要件により同条第１項の認定を受けて設定された賃借権を解除するので，法第８条第３項の規定により届け出ます。

記

１　届出に係る農地の賃貸人及び賃借人の氏名等(注)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 氏　名 | 住　所 |
| 賃貸人 |  |  |
| 賃借人 |  |  |

(注)法人の場合は事務所の住所地，法人の名称及び代表者の氏名を記載

２　届出に係る農地の所在等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 地　目 | 面　積(m2) | 備　考 (注) |
| 登記簿 | 現況 |
|  |  |  |  |  |

(注)登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なる場合には登記簿上の所有者を記載

３　賃貸借契約の内容

４　賃借人が法第４条第１項の認定を受けた事業計画に従って耕作の事業を行っていない状況の詳細

５　賃貸借を解除しようとする日

６　農地の引き渡しの時期

７　その他参考となるべき事項

様式第10号（第９条関係）

受理（不受理）通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

高知市長

　 　年　　月　　日付けで届出書の提出があった都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第４条第３項の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し，　　年　　月　　日にその効力が生じたので下記のとおり通知します。

なお，本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

記

１　届出に係る農地の賃貸人及び賃借人の氏名等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 氏　名 | 住　所 |
| 賃貸人 |  |  |
| 賃借人 |  |  |

２　届出に係る農地の所在等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 地　目 | 面　積(m2) | 備　考  |
| 登記簿 | 現況 |
|  |  |  |  |  |

３　届出書が到達した日(注)

　　　　年　　月　　日

(注)届出の効力発生は，届出書が到達した日であるので，その日付を記載する。

※ 届出を受理しない場合は，様式標題を「不受理通知書」とするとともに，様式本文中「これを受理し，　年　月　日にその効力が生じたので下記のとおり通知します。なお，本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを，「下記の理由により受理しません。」とし，その理由を記載する。

※ 教示（届出を受理しない旨の通知をする場合に記載）

１　この処分に不服があるときは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の規定により，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が，法人その他の社団若しくは財団である場合，総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には，同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を高知市長に提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，高知市を被告として（訴訟において高知市を代表する者は高知市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。